

監査第 41 号

平成23年8月16日

四日市市長 田中俊行様

四日市市監査委員	伊藤	晃
同	廣田	正文
同	石川	勝彦
同	中川	雅晶

#### 財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、算定された平成22年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

## 平成 22 年度 財政健全化審査意見書

### 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

平成 23 年 7 月 25 日から平成 23 年 8 月 16 日まで

### 3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から審査に付された平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

### 4 審査の結果

#### （1）総合意見

審査に付された平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

（単位：％）

比 率	平成 21 年度		平成 22 年度	
	早期健全化基準	財政再生基準	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率			11.25	20.00
連結実質赤字比率			16.25	35.00
実質公債費比率	17.6	16.4	25.0	35.0
将来負担比率	132.9	118.9	350.0	

（注）1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「-」で表示される。

2 連結実質赤字比率の財政再生基準は 30% であるが、平成 20 年度決算及び平成 21 年度決算については 40%、平成 22 年度決算については 35% とする経過措置がある。

3 将来負担比率に係る財政再生基準はない。

4 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」等で定められている。

## (2) 個別意見

### 実質赤字比率について

平成 22 年度の実質収支額は黒字であり、前年度に引き続き比率を算定する必要がなかった。

よって、実質赤字比率は「 - 」と表示される。

### 連結実質赤字比率について

平成 22 年度の連結実質収支額は黒字であり、前年度に引き続き比率を算定する必要がなかった。

よって、実質赤字比率は「 - 」と表示される。

### 実質公債費比率について

平成 22 年度の実質公債費比率は、前年度と比べ 1.2 ポイント改善され、16.4% となっており、減少傾向にあるとともに、早期健全化基準の 25.0% と比較すると、これを下回り良好である。また、法令等に定められる市債発行の許可制基準である 18.0% も前年度に引き続き下回っている。

### 将来負担比率について

平成 22 年度の将来負担比率は、前年度と比べ 14.0 ポイント改善され、118.9% となっており、減少傾向にあるとともに、早期健全化基準の 350.0% と比較すると、これを下回り良好であると認められる。

これは、市税収入の減少により標準財政規模等が縮小しているが、それ以上に前年度末一般会計等の地方債現在高、一部事務組合等の地方債の元金償還に対する一般会計等の負担見込額が減少したことなどによる。

## (3) 意見

今回算定の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回り、特に実質公債費比率及び将来負担比率において、両比率の計算式の分母となる標準財政規模が縮小するなかで、着実に改善を実現したことは評価したい。

実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも良化傾向にあるものの、全国の市町村平均（平成 21 年度）の 11.2%、92.8% と比較すると、依然として高い水準にある。市全体での市債残高も多額であることから、市債残高の計画的

な削減は、将来の市民への負担を軽減していくための重要課題である。今後、大型の設備投資が見込まれることから、現在の方針である「市債の新規発行額は元金償還額以内とする」とした基本的な考え方を尊重しつつ財政規律の維持に努められたい。また、早期健全化基準率は重症の行政体の率であり、高率の基準であることを認識し、この率を限度と考えることなく、市独自の前向きな目標率設定を要望する。

財政規模が縮小する中で健全化が進められているが、更なる健全化への継続努力を要望する。特に、民間等に委託、補助、支援を行っている事業について、職員として幅広い情報収集力、綿密な積算能力や対外交渉能力を培い、事業が合理的かつ効果的に実施され、事業目的を達成しているかを定量的に検証するなど、更なるコスト意識の高揚に努められたい。

税金など基準財政収入額の縮小により、比率計算式の分母となる標準財政規模の縮小が今後継続するものと予測される中で、公共施設の老朽化が目立ってきており、市有財産の老朽化への対策と財政健全化努力の継続という相反するような命題をいかに達成していくかが大きな課題である。将来の負担と行政ニーズを十分に勘案して本市として、現時点からみての目標の健全化比率を定め、財政規模の縮小が市民に求められる行政サービス水準を低下させることのないよう努められたい。

これまでは緊縮財政の成果によって健全化が図られているものの、前述のような規模の縮小を考えると、よりきめ細かな財政運営が求められる。都市経営の観点から、職員の意識改革を推し進め、市民目線に立った選択と集中によるメリハリのある施策展開に努め、一層の健全化に努められたい。その中での、財政経営部の適切なサポートと牽制はより一層重要であり、更なる研鑽とスピーディな取組みを期待する。